

**東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について**

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定を依頼する議案を付議する。

## 記

**1 改正内容**

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、東京都立青鳥特別支援学校の改築工事を行うことに伴い、一時的に同校校舎を仮設校舎に移転する。この移転にあたり、位置を変更する必要があるため、別表（第 2 条関係）中、5 特別支援学校の項中、東京都立青鳥特別支援学校の位置を、次のとおり改正する。

名 称	位 置
東京都立青鳥特別支援学校	世田谷区下馬二丁目 3 8 番 2 3 号

**2 都議会に付議する時期**

令和 5 年第一回東京都議会定例会

**3 施行期日**

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**4 その他**

- (1) 学校概要等は別紙のとおり。
- (2) 本案決定後、条例について知事に立案を依頼する。

## 東京都立青鳥特別支援学校の概要

- 1 概要  
青鳥特別支援学校は、知的障害教育部門の高等部を設置する特別支援学校である。「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、校舎改築工事を行うことに伴い、一時的に仮設校舎に移転する。
- 2 現設置場所  
東京都世田谷区池尻一丁目1番4号
- 3 仮設校舎設置場所  
東京都世田谷区下馬二丁目38番23号
- 4 既存施設建築年  
校舎棟：昭和42、49、50年  
食堂棟：昭和49年  
プール棟：昭和51年  
実習棟、体育館：昭和59年
- 5 学部等  
知的障害教育部門の高等部普通科（令和5年度より職能開発科を設置）
- 6 学校規模等  
23学級（令和4年5月1日現在※八丈分教室含む）
- 7 仮設校舎供用予定年度等  
令和5年度  
  
普通教室 39教室を建築予定  
（内訳）普通学級 30教室  
          重度重複 3教室  
          職能開発科 6教室
- 8 新校舎供用予定年度等  
令和9年度  
  
普通教室 43教室を建築予定  
（内訳）普通学級 34教室  
          重度重複 3教室  
          職能開発科 6教室

### 9 全体計画

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
本校舎 （池尻）					解体			供用 開始
仮設校舎 （下馬）	設計・行政手続		仮設工事		仮設校舎使用			解体

第五十九号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について  
東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和四年十一月二十四日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の部同青鳥特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

世田谷区下馬二丁目三十八番二十三号

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立青鳥特別支援学校の位置を変更する必要がある。

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係） 一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 特別支援学校</p>			
<p>名 称</p> <p>東京都立文京盲学校から同墨 東特別支援学校まで</p> <p>同 青島特別支援学校</p> <p>同王子特別支援学校から同武 蔵台学園まで</p>	<p>位 置</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>世田谷区下馬二丁目三十八番 二十三号</p>	<p>名 称</p> <p>東京都立文京盲学校から同墨 東特別支援学校まで</p> <p>同 青島特別支援学校</p> <p>同王子特別支援学校から同武 蔵台学園まで</p>	<p>位 置</p> <p>（略）</p> <p>世田谷区池尻一丁目一番四号</p>